

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間及び56年12月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から46年3月まで  
② 昭和46年10月から47年3月まで  
③ 昭和56年12月から57年3月まで

申立期間①については、当時は実家の家業（農業）を手伝っており、父親が家計の一切を仕切っていたので、申立期間①の国民年金保険料は、父親が納付していたと思う。

申立期間②については、昭和46年ころから自分で国民年金保険料を納付するようになり、A市B支所で保険料を納付していたと思う。

申立期間③については、以前にも同一事業所で勤務しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたため、このときも自身で手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料をA市B支所で納付していた。申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③は通算10か月と短期間である上、申立人は、昭和46年ころから、自身で国民年金保険料を納付していたと主張しているとおおり、当該期間を除き、46年4月以降は国民年金の加入期間において、保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②については、申立人はA市B支所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、特殊台帳から、昭和46年5月1日に申立人の居住地がC町であることを住民票により確認したことを示す記載が確認できる上、申立期間②前後の保険料は現年度納付してい

ることが確認できることから、申立人は、A市からC町に転入した際、国民年金の住所変更を行い、46年4月分の保険料から納付を開始したものと考えられ、申立期間②前後の保険料を納付しながら、申立期間②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間③については、申立人は、以前にも同一事業所で勤務し、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていたため、このときも自身で手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料をA市B支所で納付していたと主張しているとおりに、オンライン記録から、申立人は、同一事業所における厚生年金保険から国民年金への切替手続きを4回のうち3回行っていることが確認できる上、申立人の妻の申立期間③の保険料は納付済みとなっていることから、申立人が、申立期間③についても厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

- 2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年1月から同年4月までの間に払い出されていたことが推認でき、申立期間①のうち、43年9月から44年3月までの国民年金保険料は過年度納付することはできたものの、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親は既に亡くなっていることから、当時の納付状況は不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和44年度及び45年度の国民年金印紙検認記録欄に納付したことを示す検認印が無いなど、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間及び56年12月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から同年10月までの期間、41年5月から同年10月までの期間、42年5月から同年10月までの期間及び43年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年8月から同年10月まで  
② 昭和41年5月から同年10月まで  
③ 昭和42年5月から同年10月まで  
④ 昭和43年5月から同年10月まで

申立期間の国民年金保険料については、A年金事務所から、既に還付していると言われたが、申立期間の保険料を還付された記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳から、昭和45年10月7日付けで申立期間（昭和40年8月から同年10月までの期間、41年5月から同年10月までの期間、42年5月から同年10月までの期間及び43年5月から同年10月までの期間）の国民年金保険料3,300円が還付されていたことが確認できる。

しかしながら、特殊台帳及びオンライン記録では、申立人は、B共済組合に加入している夫との婚姻により、申立期間は国民年金の任意加入被保険者期間となる所、申立人が国民年金被保険者となった昭和35年10月1日から第3号被保険者となった61年4月1日までに於ける国民年金被保険者期間は、すべて強制加入被保険者期間のままとなっている上、当該期間において、継続して国民年金保険料を納付していながら、申立人が自ら国民年金被保険者資格の喪失及び再取得の手続を行ったとは考え難い上、申立人が申立期間に厚生年金保険など他の公的年金に加入していないことなどを踏まえると、還付手続が誤って行われたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和46年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月19日から同年12月1日まで

昭和44年3月から有限会社Aで勤務し、途中で少しの期間は働いていなかった覚えはあるが、46年3月から再び同社で働いていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険の加入記録は、昭和44年3月1日取得から46年2月28日喪失まで、及び46年12月1日取得から49年9月29日喪失までとなっているところ、46年3月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚が「自分が退職するときに、申立人は働いていたと思う。」と回答していること、及び申立人の同社における雇用保険の加入記録が46年3月19日（取得）から49年9月28日（離職）までとなっていることから、当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、有限会社Aでの厚生年金保険の加入記録がいったん途切れていることについて、「会社の経営が悪かったので、解雇のような形だった。」と同社の都合で厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨証言しているところ、申立期間当時の同僚も退職時に事業主から同じ内容のことを言われたと証言しており、このほか申立人からは、「事業主から退職時に、またすぐ呼ぶので待ってほしいと言われた。」との証言を得ているところ、厚生年金保険を昭和46年2月28日に資格喪失後、雇用保険は同年3月19日に取得していることが確認できることから、申立人の証言は信憑性<sup>びょう</sup>が高く、申立人

が再度同社に請われ中途入社し、勤務形態を変更することなく、継続して勤務していることが推認できる。

さらに、有限会社Aに申立人と同様、途中入社している二人の同僚については、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が同日となっていることが確認できる上、申立人は同社が適用事業所となった昭和44年3月1日から46年2月28日に被保険者資格を喪失するまで継続して厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、同社においては、入社時に雇用保険と厚生年金保険に同時に加入させ、かつ勤務期間においては、厚生年金保険に継続して加入させる取扱いであったものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける昭和46年12月の社会保険事務所（当時）の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は昭和54年4月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が46年12月1日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（適用事業所名称は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和45年3月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額については、同年3月を3万円、同年4月を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所（当時）に株式会社Aでの厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、申立期間に係る加入記録が無い旨の回答があった。

当時の給料支払明細書を保管しており、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書（昭和45年3月及び同年4月）及び事業主提出の給与明細表（昭和45年3月から同年5月までの賃金台帳）から、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、事業主提出の給与明細表の基本給欄に記載がある申立人以外の従業員全員について、申立期間において厚生年金保険被保険者としての記録が存在していることが確認できる。

さらに、事業主は、厚生年金保険料は当月控除と回答しているところ、申立人提出の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額は、事業主提出の給与明細表の控除額と一致しており、当該保険料は昭和45年3月及び同年4月の厚生年金保険料と推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年3月及び同年4月の



給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、45年3月を3万円、同年4月を2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、社会保険事務所の申立期間における申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ当該届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 58 年 7 月ころに、妻に「年金は払った方がよい。」と勧められたので、夫婦二人で A 市 B 支所へ行き、国民年金の加入手続を行ったところ、窓口職員から、「さかのぼって納付できる国民年金保険料は 2 年間で決まりだが、今は 5 年間までさかのぼって納付できる。」と説明されたので、5 年分の国民年金保険料をまとめて納付した。

その時に納めた金額は忘れたが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 7 月ころに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、60 年 4 月から同年 6 月までの間に払い出されていることが推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和 58 年 7 月ころに、A 市 B 支所で 5 年分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、当該時期は特例納付が可能な期間ではないことから、申立期間の保険料を納付することができない上、オンライン記録から、昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料は、60 年 6 月 25 日から同年 12 月 21 日までの間に 3 回にわたって過年度納付されていることが確認でき、5 年分の保険料をまとめて納

付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から55年3月まで

私は、昭和44年3月に婚姻し、夫と夫の姉に強く勧められ、国民年金に加入することを決め、A市役所で手続を行った。

申立期間当時は、夫の収入も安定しており、国民年金保険料が納付できないような経済状態ではなく、保険料は納付書によりB金庫C支店で納付しており、口座振替ができるようになってからは、夫の口座から納付した。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、55年4月10日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳には、申立期間に国民年金に加入したことを示す記載は確認できない上、オンライン記録では、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できることから、申立期間については納付書が作成されず、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月 2 日から同年 12 月 23 日まで  
② 昭和 52 年 6 月 1 日から同年 12 月 21 日まで  
③ 昭和 53 年 3 月 23 日から同年 12 月 21 日まで  
④ 昭和 54 年 3 月 6 日から同年 12 月 27 日まで  
⑤ 昭和 55 年 3 月 3 日から同年 12 月 14 日まで

申立期間については、有限会社Aに大工として勤務しており厚生年金保険を掛けて働いていたと記憶している。申立期間に一緒に仕事をしていた同僚には厚生年金保険の加入記録がある。

いずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除の事実を確認できる資料は持っていないが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録（昭和 51 年 8 月 2 日取得から同年 12 月 22 日離職まで、52 年 6 月 1 日取得から同年 12 月 20 日離職まで、53 年 3 月 23 日取得から同年 12 月 20 日離職まで、54 年 3 月 6 日取得から同年 12 月 26 日離職まで、及び 55 年 3 月 3 日取得から同年 12 月 13 日離職まで）並びに当時の事業主及び同僚の証言から、申立人が、申立期間において有限会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が同じ大工をしていたと名前を挙げた同僚 5 人のうち 4 人には厚生年金保険の加入記録が確認できず、加入記録が確認できる一人についても、その加入記録は申立期間の一部の期間だけとなっている。

また、前述の同僚が当該期間に加入記録があることについて、当該同僚及び当時の事業主共に、「なぜこの期間だけ、厚生年金保険が掛けられていたのか

は分からない。」と回答していることから、申立事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったものと考えられる。

さらに、申立事業所は昭和 55 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は「当時の資料は廃棄した。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 22 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 4 月 3 日から 45 年 12 月 1 日まで

申立期間については、株式会社Aで、現在は同社の社長である同僚と一緒に働いた。毎年 11 月末に退職し、2 月に失業保険（一時金）をもらい、再度 3 月ころから働くような季節労働者（大工）であった。

いずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除の事実を確認できる資料は持っていないが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録(昭和 43 年 4 月 22 日取得から同年 11 月 30 日離職まで、及び 44 年 4 月 3 日取得から 45 年 11 月 30 日離職まで) から、申立人が、申立期間において株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が一緒に勤務していたとする同僚には申立期間において厚生年金保険加入記録は確認できない上、当該同僚は「昭和 42 年 4 月から勤務していたが、厚生年金保険に加入していたかについては記憶に無いし、当時は国民年金に加入していたと思う。」と供述している。

また、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録がある別の同僚は、「当時、季節雇用の大工の人は日雇健康保険に加入しており、厚生年金保険は掛けられていなかった。」と証言している。

さらに、株式会社Aからは、「当時の状況については、不明である。」との回答を得ており、このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。



これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月30日から9年2月1日まで  
株式会社Aに平成8年2月1日から9年2月1日まで勤務し、厚生年金保険料を支払っていたので、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（平成8年2月1日取得から9年1月31日離職まで）から、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務していたものと認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、株式会社Aは平成8年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後再度、適用事業所となった形跡は無い。

また、当時の代表取締役は既に死亡しており、当時の状況について確認することはできないが、平成8年4月30日以後の適用事業所となっていない期間に雇用保険の加入記録が確認できた5人すべての人について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人は、株式会社Aが適用事業所ではなくなった後も仕事内容に変更は無かったと述べているところ、B金庫提出の申立人に係る預金口座の取引明細一覧表によれば、給与振込額は、平成8年5月1日は12万5,292円と記載されているが、同年5月28日は14万2,767円となっており、当該振込額の差額は厚生年金保険料及び健康保険料の控除額とおおむね一致することから、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に支払われた給与からは、厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認できる。

加えて、申立人は株式会社Aを平成9年1月31日に離職後に、厚生年金保

険料を全額自分で支払っていたため、国民年金保険料を還付された記憶があると述べているところ、C協会D支部の回答によれば、申立人は8年4月30日付けで健康保険任意継続被保険者資格を取得し、保険料を納付している上、オンライン記録によれば、申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付している記録となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 5 日から 30 年 5 月 1 日まで

申立期間について社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を照会したが、実家のA事業所で働いた期間の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、中学卒業後 10 年以上働いており、一緒に働いていた姉や兄には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の兄の証言により、申立人が中学卒業時から家業であるA事業所で働いていたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の兄は「申立人には、姉や自分にはあった出勤簿や賃金台帳は無く、工場での仕事もしていたが、残業時や繁忙期に作る従業員の食事の準備等、母親の補助作業が主であった。」と証言している上、「当時、事業所の経営状況は非常に厳しかった上、申立人は母親の補助的作業が主であったため、社会保険に加入することは難しいものと考えていた。」と証言している。

また、申立人は、「当時、自分の給料額は決まっておらず、健康保険は父親の扶養に入っていた。」と申述しているところ、前述のとおり、申立人と同種の業務を行っていた申立人の母親にはA事業所での厚生年金保険の加入記録は無く、同事業所に係る申立人の父親の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の母親が健康保険の被扶養者となっている記録が確認できることから、申立人の申述内容は信憑性<sup>びよう</sup>が高く、申立人は、母親と同様に当該事業所において厚生年金保険に加入する取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはで

きない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。